

## 中間配当について

蓮井, 良憲  
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/16213>

---

出版情報 : 法政研究. 46 (2), pp. 335-360, 1980-03-25. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :



# 中間配当について

蓮井良憲

- 一 はしがき
- 二 中間配当の法的性質
- 三 中間配当の財源
- 四 中間配当の実施
- 五 中間配当と半期報告書制度

## 一 はしがき

いわゆる中間配当制度は、ふるく昭和二六年に企業会計基準審議会が、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」(昭和二六・九・一六 経済安定本部企業会計基準審議会中間報告)の第四「会社の決算期と中間配当」において、従来の半期決算すなわち営業年度を六ヶ月とし年二回利益の配当をなすことに伴う決算事務の負担および監査の労力の過重を軽減し、かつ、上期下期の間における利益の不平均を避けて健全な会計慣行の育成を図るために、会社の営業年度を一年とする一年決算への移行を示唆したこととの関連で、商法上もこの制度を採用すべき旨を提案して以来、実務界・学界からも同様の趣旨の主張がなされていた。<sup>1)</sup>しかし、この中間配当が「商法改正案」として具体化されるようになったのは、監査制度の改正に関する昭和四年の「株式会社監査制度改正要綱案」(昭和四四・七・一六 法制審議会商法部会決定)の「第一三 中間配当」にはじまる。そして、これが翌年の「商法の一部を改正する法律案要

綱」(昭和四五・三・三〇 法制審議会決定)に採用され、この要綱に基づいて法律案が立案されたのである。<sup>(2)</sup> このように、中間配当制度は、直接的には、昭和四九年改正商法が監査制度の充実・強化を図ったことから、各会社が監査期間を延長して一年決算に移行せざるをえなくなったのに伴い、立法化されるにいたったものである。一年決算は、期間損益計算の見地からも、期間費用・期間収益の対応をより適正にして企業会計の健全化・合理化に資するものであるが、商法が会社の営業年度を一年としたことに伴って中間配当の制度を認めた根底には、わが国の会社では、從來、年二回の利益の配当が社会的にも定着しており、<sup>(3)</sup> 会社の配当政策上、年一回の利益の配当では、かりに年間を通じて配当金額が同額であるとしても、金利面を考慮すれば株主に不利益となり、ことに利益配当の問題は法人株主や大株主にとっては金融の問題でもあるところから、将来の企業資金の調達にも影響するおそれが多いという懸念がひそんでいたものと思われる。

ところで、この中間配当は、後述のように、営業年度中途において取締役会の決議のみで行われ、決算を伴わないことから、会社財政の健全性を害するおそれもあるために、立法に際しては会社経理の適正化の確保を図ろうとする見地から、その法規制はかなり厳重なものとなっている。すなわち、商法は、中間配当を受ける権利を株主の固有権とはせず、また中間配当の実施には、それ相応の費用と手数料を要するのみならず株主総会の決議による利益処分の権限にも影響を与え<sup>(4)</sup>るところから、これを強制しないこととし(商二九三条ノ五第一項)かつその実施手続上は、中間配当の限度額を定めて財源の確保を図る(同条三項)とともに、期末決算において欠損が生ずると見込まれるときには中間配当をなしえない旨を定め(同条四項)、さらに、中間配当の実施によって期末に欠損を生じるときには、その支払をなした取締役は無過失の立証をなさないかぎり、会社に対し賠償責任を負う旨をも規定している(同条五項)。それゆえ、商法は、伝統的な資本維持の原則を堅持して会社の財政的基礎の確保と会社債権者の保護を図ろう

とする基本的立場に立つたうえで、中間配当の実施を許容するものといえる。それだけに、不況が継続して好転のきざしが必ずしも明るくない現在の経済状態の下では、多くの会社は、定款に中間配当を実施しうる旨の規定を置く場合にも、中間配当の実施につき極めて慎重な態度をとり、たとえば、中間仮決算において欠損が生じているか、その時点における配当可能利益の推算額では従前の上半期つまり前半期並の配当をなしえない状況などの場合には、会社の将来を見越して業績の悪化を理由に、または、生ずることあるべき取締役の賠償責任を考慮し、その実施を躊躇してこれを見送る場合もあるようであり、とくに最近では、中間配当を実施しうる会社でも安易にこれを見送り、その四〇パーセント程度において中間無配・期末有配の風潮がみられる<sup>5)</sup>。これらの会社では、従前の半期決算の下では当然に利益配当を実施し、株主は配当金を收受しえたであろうと推定される状況の下で、一年決算なるが故に中間配当が見送られるとなると、中間配当の意図する機能すら果していないこととなり、株主・投資者からの批判も少なくない<sup>6)</sup>。その理由や根拠は何であれ、中間配当が実際上前述のような低い実施率でしか推移していないことは、中間配当制度の一つの重要な基本的問題点であって、この制度の再検討ないし運用面での検討が必要となる。このことは、会社法改正審議における機関改正試案が、「中間配当の制度をどうするかは、会社の計算の問題として検討する」（第一・一bロ(7)）としていっていることによってもうかがわれる。

本稿は、この中間配当の実施をめぐる若干の問題点について考察しようとするものである。

(1) これについては、山村「株式会社監査制度—改正とその方向—」一三二頁、居林「中間配当制度に関する商法改正問題」商事法務四六三号二六頁、同「一年決算制の諸問題」ジュリスト三四六号三四頁、「株式会社の監査制度に関する商法改正意見」商事法務四七一号一六頁以下など参照。

(2) もっとも、上場会社でも、銀行のように業法によって従来通り年二回決算をしなければならない業種や、電力会社のように料金に制約があつて中間配当の財源の確保が困難な業種などにあつては、中間配当の実施は除外されている。なお、電

- 力、海運などの業種を営む会社については、中間配当の限度を拡大する特例を設けるよう要請されていたが、現在この特例は設けられていない。
- (3) 従来の実態については、たとえば、山一証券調査部編「解説商法改正案」六五頁参照。
- (4) 一九六五年の西ドイツ株式法は、中間配当により株式会社利益処分権限、公然の準備金の積立権限(同法五八条三項)が制限されるにいたったとしている(慶大商法研究会「西独株式法」八二頁・八三頁以下参照)。なお、この点については、山村・前掲一三三頁、龍田「注釈会社法」二四二頁参照。
- (5) 中間配当が初めて実施された昭和五〇年度から四年間の九月中間配当の実施状況を示せば表(1)のとおりである。

9月期中間会社の中間配当実施状況

中間 期	中 間 決 算 社 数	中 間 配 当 制 度 導 入 社 数	中 間 配 当 率	中 間 配 当 実 施 社 数	中 間 配 当 率	中 間 配 当 見 送 り 社 数	中 間 配 当 見 送 り 率	備 考
50.9	693	489	70.6	279	57.1	210	42.9	
51.9	702	498	70.9	325	65.3	172	34.7	
52.9	717	504	70.3	301	59.7	203	40.3	送り会社 53.3月 の本決算 実施の 期配当 した社
53.9	724	516	71.3	306	59.3	210	40.7	

表 (1)

また、中間配当の実施状況を、東京・大阪・名古屋一部二部市場全上場企業を対象に調査し、かつ、中間配当を見送った

表 (2)

期間	中間配当 実施 状況	中間配当制度導入会社 C				中間配当 不採 用社 会	合計
		中間配 当実 施 社 数 A	中間配 当内 期有 配 B <sub>1</sub>	中間配 当内 期無 配 B <sub>2</sub>	中間配 当見 送 り 社 数 B		
50年 50/4~51/3	中間 期	492	(216)	(191)	407	786	1,685
51年 51/4~52/3	中間 期	560	(177)	(207)	384	750	1,694
52年 52/4~53/3	中間 期	545	(179)	(218)	397	730	1,672

注) 変則決算で中間配当が不可能であった場合は、中間配当制度不採用会社に含めた。

中間配当について（連井）

表 (3)

中間配当に係る名簿閉鎖等の実施状況

(54.9.18 東証上場管理室)

	所属 市場	(A)中間 決算 会社数	(B)中間配当制 度導入 会社数	(C)行う会 社	(D)行わな い会社
			$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$	$\frac{(D)}{(B)}$
54年9月	一部	社 502	社 390(77.7)	社 259(66.4)	社 131(33.6)
中間期	二部	220	126(57.3)	75(59.5)	51(40.5)
	計	722	516(71.5)	334(64.7)	182(35.3)
53年9月	一部	499	389(78.0)	236(60.7)	153(39.3)
中間期	二部	225	127(56.4)	70(55.1)	57(44.9)
	計	724	516(71.3)	306(59.3)	210(40.7)
52年9月	一部	481	372(77.3)	225(60.5)	147(39.5)
中間期	二部	234	130(55.6)	76(58.5)	54(41.5)
	計	715	502(70.2)	301(60.0)	201(40.0)
51年9月	一部	469	368(78.5)	258(70.1)	110(29.9)
中間期	二部	233	129(55.4)	67(51.9)	62(48.1)
	計	702	497(70.8)	325(65.4)	172(34.6)
50年9月	一部	460	361(78.5)	223(61.8)	138(38.2)
中間期	二部	233	129(55.4)	56(43.4)	73(56.6)
	計	693	490(70.7)	279(56.9)	211(43.1)

(注) 9月20日および9月25日中間決算会社を含む。

企業につき、その期の期末配当が有配であった企業(B<sub>1</sub>)と、無配であった企業(B<sub>2</sub>)の数を、内書で示せば、表(2)のとおりである。昭和五四年九月中間配当の実施状況は表(3)のとおりである(商事法務八四九号三六頁)。

なお、中間無配・期末有配会社は、化学・繊維・セメント・鉄鋼・海運業など、とくに不況感の強かったいわゆる市況闊連産業に顕著であり、また、一度、中間無配・期末有配をとると毎期連続してこれを行うものが多く、表(2)のうちでは九二社にこれがみられる。

(6) 竹中「改正商法の運用実態と問題点」ジュリスト六二九号三〇頁・三一頁、細田「中間配当制度の問題点」産業経理三九巻一号一九頁以下、山内「投資家から見た中間配当の安易な見送り」同二七頁以下など参照。

## 二 中間配当の法的性質

中間配当とは、取締役会の決議による期中における「金銭の分配」をいう(商二九三条ノ五第一項)が、その法的性質については見解が分れている。商法は、中間配当を「金銭の分配」として本来の利益配当と区別しているから、形式的には、中間配当は利益配当と異なる独立した性格のものと解せられる。<sup>(1)</sup>しかし、中間配当は、実質的には利益を財源とする期中における利益の配当であると解する説が多く、これには、中間配当は、利益を財源とする配当の後払的性質のものとみる説と、<sup>(2)</sup>当期の利益配当の仮払の性質を有するとみる説とが対立している。前説は後払方式といわれ、その財源を直前営業年度末における配当可能利益から当該営業年度初頭の定時総会においてなした利益処分額を控除した残額に求めるのに対し、後説は前払方式といわれ、その財源を、前記の残額に当該営業年度の初日から中間配当基準日までに生じた経過損益を加減した額、すなわち、中間配当を実施する時点において決算をなすならば計上されるであろう配当可能利益の推算額に求めるものであって、要するに、商法二九三条ノ五第三項は限度額を規定したものとみ、中間配当は最終的には当期末の未処分利益の減殺項目であり、その財源としては当期利益であると前期繰越利益であると問わないと解するものである。<sup>(4)</sup>

この点に関し、現行イギリス会社法付表A一一五条は、「取締役は、随時株主に対して会社の利益に基づいて適正

と認める配当を支払うことを得」、と定めている。また、アメリカ模範事業会社法四〇条は、「取締役は、随時、配当を制限し、会社は社外株主に対し、金銭、財物、自己株式をもって配当をすることができる。ただし、支払不能のとき、もしくは、配当の結果支払不能をひきおこすときは、この限りでない。配当の宣言および支払は、つぎの各号の定めるところに従う。(a)本条に定める場合を除くのほか、配当は利益剰余金のうち、(目的を定めて)留保したものとおよび制限を付したものを控除した額からのみ、金銭または財物をもってなすことができる(以下略)」、と定められている。そしてアメリカの多くの州法でも、利益の配当につきその時期を制限した規定はなく、中間配当が実際に行われており、しかもそれは前払方式によるものと解されている。このように、計算書類の確定権限が取締役会にある英米法では、前払方式が基本型となっており、またそこでは、利益の計算に関し前期の赤字を当期に必ずしも填補することが義務づけられてもいない。<sup>5)</sup>また、西ドイツでは、一九六五年改正株式法において、社債の利息が年二回支払われることとの均衡を図って株式を大衆に魅力あるものとするために、はじめて貸借対照表上の利益の内払を認めている。すなわち、同法五九条は、「(1) 定款の定めにより、取締役は営業年度経過後に、貸借対照表上の利益見込額の一部を株主に支払うことができる。(2) 取締役は、経過した営業年度の仮決算により年度剰余金が生じている場合に限り、内払をすることができる。内払額は年度剰余金から法律または定款の定めにより、公示積立金に繰入れるべき額を控除した残額の半額を最高限度額とする。さらに、内払額は前年度の貸借対照表上の利益の半額を超えてはならない。(3) この内払を行うには監査役の同意を要する」、と定めている。これによれば、西ドイツ株式法上の中間配当は、営業年度経過後にその内払がなされる点で英米法とは異なるが、過年度の貸借対照表上の利益見込額の一部支払であり、しかも株主総会の開催は決算期後八ヶ月以内であること(同法一七五条一項)から、決算期後株主総会までの間になされる中間配当は、過年度の利益についての前払となる。<sup>6)</sup>このように比較法的には前払方式によるものが多い。

また、わが国でもかつて、「南滿洲鉄道株式会社設立に関する件」(明三九勅一四二、明四五勅一三三、大一一〇勅四三〇) 一一の二は、当該營業年度の利益配当を確實になしうる見込があるときは、その營業年度経過前一回を限り一定の時期において、政府以外の株主に対し、前營業年度繰越金の範囲内でもしも払込金額の一〇〇分の三以内という制限をつけて、その払込金額に見込配当率の半を乗じた金額を分配することができるとし、分配した金額は期末決算において政府以外の株主に配当する金額よりこれを控除すること、と定めていた。<sup>(2)</sup>これは、当期利益の見込額の一部前払を認めたものであつて、前払方式によつたものといえる。前払方式は、既述のように、中間配当を当期末の未処分利益の減殺項目とみるもので、その財源に当期利益をも含ましめるものであり、中間配当としての妙味を有するものといえるが、その反面、後払方式に比して危険を伴い易く、しかも商法上は、その營業年度の利益を仮決算その他の方法によつて見積り、それを配当する旨が明示されているわけでもない。のみならず、中間配当は、いわば見込み配当として取締役会の決議のみで確定的に支払われるものであつて、商法は、会社財産の健全性、会社債権者保護の要請上、前期繰越利益の額を限度額とし、かつ、それが同時に中間配当をなす期の配当可能利益として存続しているために、これを財源としているといふべきであるから、中間配当は、實質的には利益を財源とする配当の後払いの性格を有するものと解する立場が正当といえよう。

(1) 鈴木・新版会社法(全訂一版)一九四頁、酒巻・改正商法の理論と実務一五七頁。

(2) 大隅・新訂会社法概説一七二頁、田中(誠)・全訂会社法詳論下巻八八七頁、矢沢・商法改正の諸問題一二頁など通説。

(3) 米津「中間配当」法律のひろば二七巻五号三一頁、菅原「服部」星川編基本法コンメンタール商法II一三二一六頁、居林・改正商法詳解一九八頁。

(4) 会計学では、後払説と前払説との争点は、損益計算書の末尾に記載される当期末処分利益の計算(計算規四四條、財務規九五條ノ六)、すなわち

当期純利益	×××
前期繰越利益	×××
中間配当積立金取崩額	×××
中間配当額	×××
中間配当に伴う利益準備金積立額	×××
当期末処分利益	×××

をどのように解するかにある。後払説では、この計算区分は前記繰越利益勘定の内書であるのに対し、前払説では、それぞれ独立した項目として取扱うとするのが一般である。

(5) 山村・前掲一三九頁、大住「中間配当をめぐる諸問題」産業経理二九卷二号八四頁、本間「中間配当」税経セミナー一八卷一四号一一四頁、「一年決算と中間配当」商事法務四七五号一二頁など参照。

(6) 山村・前掲一三九頁、慶大商法研究会・前掲八三―八五頁など参照。

(7) 勅令の詳細については、商事法務四六二号二三頁、田辺「累積投票・中間配当・商業帳簿の改正要綱案解説」商事法務六二七号一一頁参照。

### 三 中間配当の財源

中間配当は、正規の決算を行わないで、取締役会の決議のみによって株主に対し期中に金銭の分配をなすことを認めるものであるから、無制限にこれを認めるならば、会社の資本充実・維持の原則に反し、会社財産を危殆におちいらしめるおそれが多い。そこで商法は、中間配当の財源についてその限度額を定め、その範囲内でのみこれをなすよう配慮している。その限度額は、直前の定時総会で確定された貸借対照表上の純資産額（資産総額から負債総額を控除した額）からつぎの金額を控除した額である。控除を要するのは、①最終の決算期における資本および法定準備金の合計額、②最終の決算期に関する定時総会において積立てた利益準備金と中間配当の時に新たに積立てること

を要する利益準備金（商二八八条）との合計額、④最終の決算期において繰延勘定として貸借対照表の資産の部に計上した開業準備費（商二八六条ノ二）、試験研究費・開発費（商二八六条ノ三）の合計額が①・②に掲げる準備金の合計額を超えるときはその超過額、⑤最終の決算期に関する定時総会で決定した利益処分により支出した株主配当や役員賞与などの額、である（商二九三条ノ五第三項）。これによれば、中間配当の限度額は、直前の決算期における配当可能利益（商二九〇条一項）から、株主配当・役員賞与などの処分額と中間配当をなすにあたり利益準備金として積立てるべき金額（中間配当の一〇分の一）とを控除した残額となる。前記の金額は、配当可能利益を配当しないで会社に留保したものであり、これを財源とするかぎり、中間配当を認めても会社の資本の充実を害することはないからである。しかし、商法は、さらに、前記の限度額の範囲内であっても、営業年度の終りにおいて会社の純財産額が商法二九〇条一項各号——もつとも、同項三号の「その期に積立つることを要する利益準備金の額」は計算に加える必要はない——の金額の合計額を下るおそれがないことをも要する旨を定めている（同条四項、なお、西ドイツ株式会社法五九条参照）。当該営業年度の業績が悪化し、年度末決算に欠損が予想されるような場合に備えるためである。そして実際上も、中間配当実施予定の営業年度の前決算において、中間配当額と所要の利益準備金積立額をまかなうに足る繰越金、あるいは中間配当積立金をあらかじめ設定しておくという堅実な方法を採用しているのは、このゆえであろう。

ところで、中間配当の財源に関する問題としては、前記の中間配当の限度額という問題と、会社が実際に積立てている前記の次期繰越利益、中間配当積立金、その他の目的積立金のうち、實際上中間配当のために取崩しうるものはどれかという問題とを区別して考察する必要があると思う。わが国の会社では、従来、貸借対照表上、任意準備金という形で種々のものを積立てることによって利益の社内留保を図ることがしばしば行われ、したがって留保利益の大部分は任意積立金の形で繰越されることとなり、未処分利益（次期繰越利益）とされるのは極めて少額であるのが通

例であり、しかも、これらの任意積立金は会社がその必要に応じて積立てたもので前期未処分利益のうちに含まれる以上、そのすべてが中間配当可能金額の中に含まれることは当然であつて、前記の中間配当の限度額という問題に關しては異論はないにしても、中間配当の実施にあたり、その積立金をすべて取崩してまで中間配当をなすべきであるかの可否はもとより、そのいづれから先に取崩して中間配当に充当すべきかは別途に考慮する必要があるといえるからである。<sup>(2)</sup>そしてその場合、次期繰越利益積立額、中間配当積立金は、中間配当の実施に當つて取崩すことができるから、証券取引法の適用を受ける上場会社ではいわゆる半期報告書の作成（証取二四条ノ五）に合せて半期に仮決算を行うときは、その仮決算を前提とする中間配当で直ちにこれを取崩しうるることについては、別段問題もなく、ここでは、そのいづれから先に取崩すのが妥当であるかという技術的・形式的意味をもつにすぎない。これに対し、目的積立金は、定款または株主総会の決議により取崩した後でなければ他に流用できず、したがつて中間配当の財源として使用することはできないが、目的の定めのない会計上のいわば慣行としての積立金については、それがいかなる意思で設定されたかという解釈の問題となるため、<sup>(3)</sup>見解が分れる。目的が特定していない以上、取締役会の決議で取崩しうる繰越金の一種とみる見解と、<sup>(4)</sup>株主総会の決議なくして取崩しえないとの制限の下に積立てられたもので、取締役会の決議では取崩しえない性質のもの<sup>(5)</sup>とみる見解がそれである。そのために実際上は、別途積立金の取崩しを避ける賢明な方法がとられているようである。<sup>(6)</sup>しかし、商法上は、繰越利益額と中間配当積立金の合計額の範囲にかぎらず、前記の中間配当の限度額の範囲内であれば、中間配当を行つて差支えなく、その場合、中間配当の結果中間配当積立金以外の任意積立金を取崩さなければ損失が生ずるかどうかは営業年度末にならなければ判明しないし、営業年度末において中間配当額を超える額の当期利益があれば、<sup>(7)</sup>右の任意積立金を取崩す必要もないから、他の任意積立金の取崩の問題は中間配当の時点では生じないわけである。もちろん、留保利益が存在せず、後日生ずるであろう利益

を中間配当の財源に充てることは商法違反となると解するが、わが国の会社では、留保利益が別の形で存在するのがほとんどであるから、これが存するかぎり、前期末の配当可能利益の範囲内で配当し、期末に中間配当金と中間配当実施時に新たに積立てる利益準備金との合計額を控除しても、なお中間配当の限度額の範囲内でかつ期末に欠損を生じないかぎり、たとえ未処理損失が残ったとしても理論上はなら差支えなく、その計上された未処理損失は期末の定時総会の決議で前記積立金の目的外の取崩して埋めることができ、実害が生ずるとはいえない。そして、この考え方を一般化するならば、中間配当の実施も容易となり、その安易な見送もできなくなるといえよう。もっとも、實際上、中間配当は、前記の任意積立金には手をふれずになされているのが普通であるから、これらを取崩してまで行うのは会計上好ましいものとはいえず、できれば前記のような未処理損失が残るのを避け、前年度の最終決算期の定時総会においてあらかじめ前記の諸積立金を取崩して中間配当所要額を充すに足る中間配当積立金を確保し、これを充当して実施するような処理が望ましい。

(1) 浅地ほか「中間配当をめぐる諸問題」ジュリスト五九号二三頁(矢沢・加藤発言)参照。

(2) この点に関連して、浅地氏は、「アメリカの企業は留保利益を任意積立金の形態で繰り越すことなく、そのすべての額を Retained earnings, Reinvested earnings 等の名称による単一の項目で計上する慣行であり、これはわが国の未処分利益に相当することになるが、実質は累積された利益剰余金の総額(わが国の任意積立金に相当するものをも包含した)を示すものであって、配当額(中間配当額を含む)は、剰余金計算書においてこの前期からの繰越額、すなわちその期首残高に当期利益計上額を合算したのから減額される方式が採られるので、わが国で予想されるような中間配当額にも満たない額の未処分利益を直接の原資として中間配当を実施するとか、あるいは、そのために任意準備金を取り崩すことなどは起りえない、……(本文所掲の)ような疑問は、まさしくわが国独自の事情から生れたものといえる」とされる(同「中間配当に関する会計処理と表示について」△昭五〇・六▽・監査役六法二二五二頁参照)。

(3) 大阪高判大正四・五・一七法律新聞一〇二四号二三頁参照。

- (4) 田中（誠）・前掲八四九頁、吉永・注釈会社法(6)、四六四頁、大住「中間配当の限度と責任」産業経理三八卷七号四七頁、なお、大阪高判大正四・五・一七（前掲）参照。
- (5) 中村「中間配当」吉永『飯野監修』会社の計算一下巻三六〇頁、名古屋地判昭和三・七・一〇法律新聞二八六五号一〇頁参照。
- (6) 実際には、中間配当を実施するときは、最終決算期に関する定時総会において予め任意積立金―別途積立金を含む―を取崩して未処分利益に繰入れて利益処分をなし、後期繰越金の範囲で中間配当を支払うことができるよう手当しているようである。
- (7) 長谷部「中間配当の可否」別冊商事法務三八号八〇頁、味村・改正商法及び監査特例法等の解説一七七頁―一七九頁、細田・前掲二四頁参照。
- (8) 浅地ほか・前掲ジュリスト五九五号二三頁（矢沢発言）、忠・企業会計法の論理三九五頁参照。
- (9) 竹中「中間配当」企業会計二七卷一五号三〇頁。
- (10) 浅地「中間配当に関する会計処理上の表示について」JLCPAニュース二二三号二七頁参照。

#### 四 中間配当の実施

(1) 一年決算会社が中間配当を実施しようとする場合には、まず、これを受ける株主を確定するための一定の日を定款に定めなければならない（商二九三条ノ五第一項）。この一定の日すなわち具体的な特定の日は、予め定款に定めおくことを要し、取締役会にその決定を一任することは許されないと解する。<sup>(1)</sup> 中間配当日が予め定款で一定されていないときには、株価形成を著しく困難ならしめ株式の取引に支障をきたすことにもなるからである。<sup>(2)</sup> この一定の日の定めについては、法律上別段の制限はないが、実際には、株主名簿の名義書換停止期間の定め方（一ヶ月ないし一ヶ月半程度の期間）との組合せ、上場会社にあつては証券取引法に定める半期報告書の制度やこれに伴う中間仮決算、転

換社債発行会社にあつては社債の利払期日が半年毎であることなどを考慮すれば、たとえば、三月末決算会社にあつては九月末日というように決算期から六ヶ月後の応答日を一定の日と定めるのが合理的であると思う<sup>(3)</sup>。そして、中間配当を行う場合の取締役会の決議は、定款所定の一定の日から三月以内になされなければならない(商二九三条ノ五第二項)。

この一定の日から三月以内とは、最終の期限を定めたものであるから、この期限内に取締役会の決議がなされないときは中間配当をしないことに確定したものと解すべきである。したがつて、三月を超えてなされた決議は、たゞそれが一定の日現在の株主に対してなされたものであつても無効となるというべきである<sup>(4)</sup>。この取締役会の決議によつて中間配当の支払が決定されると、その時に具体的債権である中間配当金支払請求権が発生し、定款所定の一定の日現在の株主のみがその支払請求権を取得するにいたるから、会社はこの取締役会の決議後遅滞なく右の株主に対して中間配当金を支払わなければならないこととなる。しかし、実際には、中間配当金の支払事務手続からいへば、会社は前記の取締役会の決議に基づいて、その内容を上場証券取引所に通知し、また株主には通知に替えてその旨を公告し、かつ、各株主に対する支払金額の計算・中間配当金領収証の作成・銀行に対する支払委託の契約、支払の効力発生日ならびに中間配当金支払開始日の決定などの支払事務を開始するために、支払事務日程を計画することとなるが、これに従うかぎり、取締役会の決議と支払の効力発生日との間には相当の期日(四五日程度)を要することとなる<sup>(5)</sup>。そこで、取締役会の決議に条件ないし期限を付せざるをえなくなるが、これが許容されるかどうかが問題になる。

条件付決議は、一般にその条件が合理的であり確定的であれば許容されると解されているから、右の一定の日より三月以内に支払の効力発生日ならびに中間配当金支払開始日がくるような決議を取締役会が行うことは、かりにこれ

を条件付とみても解釈上認められよう。しかし、中間配当は取締役会の決議により具体的な支払請求権としてすでに発生しており、しかも取締役会の決議の撤回はもはや許されない以上、問題は支払手続の事務日程上支払期限を延長するだけであり、したがって、これを条件付決議とみるよりは、むしろ期限付決議とみて有効と解すべきであると思<sup>6)</sup>う。そして、期末に欠損を生ずるおそれがあるかどうかを判断する時期（商二九三条ノ五第四項参照）は、取締役会の決議當時を基準とするのではなく、決議の効力発生時期を基準とすべきであることはいうまでもない。

(2) わが国の会社では、営業年度の中で中途で新株が発行された場合には、当該新株に対する利益配当については、その発行日から決算期までの日数によって配当金額を日割計算するのが実務の慣行であるが、この慣行は中間配当についても行うべきかどうか、すなわち、決算期の翌日から一定の日までの間に発行された新株については、新株発行の日から一定の日までの日数を基礎として中間配当を日割計算をして支払うべきかどうか問題となる<sup>7)</sup>。日割計算の当否ないし中間配当の法的性質の理解の仕方によっては種々の立場が考えられる。たとえば、中間配当は前営業年度の未処分利益中から分配されるもので、当期における収益とは関係がないこと、決算期以後に発行された新株の投下資本は前営業年度の利益にはなんらの寄与もしていないこと、法が営業年度の中途の一定の日の株主に対して中間配当をなすうるとするのは、その株主のうちから当期の一定の日以後の発行にかかる新株の株主を排除する趣旨とはい<sup>8)</sup>がたく、むしろこれらの株主をも包含する趣旨と考えられ、したがって、投下資本の貢献度に関係なく行うものといえること、などからみれば、中間配当については日割計算をしないで同額配当をなすべきであるとも考えられる。しかし、中間配当は実質的には種々の点で利益配当と同様に取り扱われている（商二九三条ノ五第六項）ので、従来の半期決算における利益配当と中間配当とを比較考慮し、従来の実務慣行の継続として中間配当についても日割計算による処理をなすべきであり、したがって、中間配当を上半期の利益配当と同視し、上半期に発行された新株について半

年を単位として日割計算により中間配当金を支払うべきものとするのが妥当ではないかと思ふ。<sup>9)</sup>

また、転換社債を発行している会社で、転換によって発行された最初の株式に対する中間配当の支払の場合にも、定款に別段の定めのないときは、転換日の前は転換社債の利息を支払い、それ以後の分については中間配当を日割計算で支払うこととなる(商三二条ノ六参照)。しかし、定款において、当期の前半に転換請求があるときは前期末に転換があったものとみなしている場合には、中間配当金の全額を支払い、社債利息は支払わないこととなり、また、中間配当基準日に転換請求があったものとみなしている場合には、中間配当金は支払わず、社債利息を支払うこととなるが、実際にはこのいずれかの方法によるのが妥当であらう。<sup>9)</sup> 転換株式の中間配当の帰属についても、同様に取扱うのが妥当であると思ふ。

(3) 商法は、中間配当の実施につき、その財源が存在していても、その年度の業績が悪化し年度末決算において欠損が予想される場合には中間配当を認めず(商二九三条ノ五第四項)、これに違反して中間配当を行ったときは、取締役の会社に対する賠償責任が生ずる旨を定めている(商二九三条ノ五第五項、なお、罰則につき、商四八九条三号参照)。これは、取締役が会社の将来を見越したうで慎重に中間配当を行うべきことを要請した資本充実・維持の要請に由来するものであって、この責任は純然たる無過失責任ではなく一種の過失責任であるといわれている。すなわち、取締役は中間配当の決定をなす取締役会の決議において、期末配当の可能性の予測につき過失がなければ前記の賠償責任を負わなくてもよいが、ただ、その挙証責任が取締役にあるとされていることから、取締役がその責任を免れるためには、みずからその予測をなすにつき過失の存しないことを立証しなければならぬ。会社が中間配当の実施につき極めて慎重な態度をとろうとする理由の一半は、あるいはこの点に関連するのかも知れない。<sup>10)</sup> しかし、会社の業績が順調に上昇する傾向にあるにもかかわらず、中間配当の実施後、天災地変などで臨時巨額の損失が発生して業績がお

ちこんだ場合、他国の急激な政変により経済界に変動が生じたような場合には、取締役は免責される、と一般に解されている。また、多くの会社は、いわゆる月次仮決算をしているのが普通であり、これによれば利益配当の限度の余裕その他の見通しの程度、期末までの企業活動の成果の予想は一応把握できるわけであり、ことに証券取引法上、同法の適用がある上場会社ではいわゆる半期報告書の作成が義務づけられており（証券法二四条ノ五）、かつ、証券業協会の希望として中間営業報告書の株主宛への送付も考えられていること<sup>(1)</sup>からみて、これらの会社では實際上中間仮決算が行われているのが普通であろう。

中間仮決算は中間配当とは法律的に直接関係がなく、また、商法はこの中間仮決算を要求しているものでもないが、会社が実際上あらかじめこの中間仮決算を行い、これに基づいて中間配当を行うとすれば、その中間配当の前提となりまたその実施の判断材料ともなる仮決算については、監査役は取締役のなす業務執行につき監視義務がある以上（商二七四条一項）、中間配当決議に先立って、担当代表取締役に対して意見を表明し、また、それを決議する取締役会において意見を開陳し（商二六〇条ノ三参照）、違法もしくはそのおそれのある中間配当であればこれを阻止するなど、計算書類の監査に準ずる監査をなす必要があるといえる。また、有価証券届出書または半期報告書があればこれを監査し、監査報告書（商二八一条ノ三）に準じた処理をなすべきであり、さらに、証券取引法の適用会社では、有価証券届出書または半期報告書に記載される中間財務諸表（中間貸借対照表および中間損益計算書）については会計監査人の監査証明を受けなければならない（証券法一九三条ノ二、「財務諸表等の監査証明に関する省令」八昭五二・八・三〇大蔵省令三九号ノ）ので、その監査を受けておけば、前記の取締役の賠償責任の免責の度合はいっそう強くなるといえる。もっとも、商法上は、取締役は期末に欠損が生ずるかどうかを判断すれば足り、中間仮決算利益の存否によりその責任が過重されることはないから、半期の利益は存在しなくても既存の前期繰越利益を財源として中間配当を実施

することもできるわけであり、かりに中間配当を実施した営業年度末において、貸借対照表上の純資産額が商法二九〇条一項各号の合計額と同額となり無配となったとしても、その差額が発生しないので、取締役の責任が生じることはないといふべきである。<sup>13)</sup>

(4) 中間配当の会計処理と表示については、「株式会社社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則」(計算書類規則)上は、期末に貸借対照表や損益計算書作成のときに未処分損益勘定科目が表示されていれば足りるのであって(計算規三五条・四四条)、期中における会計帳簿上での中間配当の会計処理と表示については別段の定めは存しない。しかし、正規の簿記の原則からいえば、中間配当の会計処理についても、会計帳簿と計算書類(損益計算書、貸借対照表)との連携を明らかにしうるよう会計帳簿上に表示すべきであり、このことは、監査報告書の報告事項や証券取引法上の半期報告書制度との関連などからもいえることであつて、そのために貸借対照表や損益計算書上に反映する中間配当の会計処理と表示とが問題となり、現在ではおよそつぎの四つの方法が考えられている。すなわち、(イ) 中間配当の支出を仮払金の発生として会計処理を行い、貸借対照表の「流動資産の部」に表示する方法、(ロ) 中間配当の支出を剰余金の控除取引として会計処理を行い、貸借対照表の「資本の部」に表示するとともに、剰余金処分計算書の「処分額」に再表示する方法、(ハ) 中間配当の支出を特別損失として会計処理を行い、損益計算書の特別損失の部に「特別損失」として表示する方法、(ニ) 中間配当の支出を前期繰越利益の減額として会計処理を行い、損益計算書の「未処分損益計算の部」に表示する方法がそれぞれである。<sup>14)</sup>

(イ)の方法は、いわゆる総額仮払計上法と純額仮払計上法とに分れるが、いずれも期末に計上が見込まれる当期利益を見越してこれを中間配当の原資とみるものであつて、中間配当を期末の利益配当の前払とすることを前提とするものといえる。しかし、この方法はその前提自体が商法違反となるおそれもあつて(商一九三条ノ五第一項三項参照)問題

である。のみならず、中間配当の決議によって株主に対する会社の債務が発生する以上、中間配当金の支出を貸借対照表上に資産として計上することはできず、また、支出済の中間配当金を仮払金として処理することは期末の純資産額を仮払金計上額だけ過大に表示することとなり、結局、このような会計処理では「営業上の財産の状況」（商三二条一項）を明らかにするものといえない難点が伴う。<sup>15)</sup> また、(ロ)の方法は、中間配当が配当可能な剰余金（前期繰越利益のほか別途積立金を含む）の範囲内において支出されているかどうかを明確に表示でき、したがって取締役の責任（商二九三条ノ五第五項）を明らかにする点と、剰余金処分計算書において配当金の処分額として決算配当のほか中間配当をも表示して配当性向を明示する点では妥当といえる。しかし、貸借対照表に表示される利益準備金の残高は、中間配当に伴う利益準備金の積立後のものであるのに、剰余金処分計算書の利益準備金としての処分額は、中間配当に伴う利益準備金の積立額を含めて再表示され、両者の有機的関連が断たれるのみならず、中間配当の処分額は、剰余金処分計算書の処分額において重複して表示される難点が伴う。<sup>16)</sup> さらに、(イ)の方法は、計算書類規則を基礎として損益計算書の最終算定項目である「当期末処分利益」と利益処分案の基礎となる「当期末処分利益」とを一致せよとするものといえる。しかし、中間配当に伴う利益準備金の積立は、利益の処分であって特別損失となるものではなく、また、中間配当を損益計算書において「特別損失」として表示することは、損益計算書の区分計算過程において当期利益から中間配当を負担したかのような誤解を与える難点がともなう。<sup>17)</sup> おもむに、既述のように、中間配当は前期末の配当可能利益から前期にかかる株主配当・役員賞与などの利益処分額を控除した額を限度額とし、普通は前期繰越利益金あるいは中間配当積立金を財源とし、しかも、これを行う取締役会の決議によって会社の中間配当支払債務が発生し、期中においてこれを確定的に支払うものである。したがって、この取締役会の決議により会社の債務が発生したとみて、一応未払金という会計処理を行い、貸方を未払金、借方を中間配当の財源に充てうるものを入れ

る意味で未処分損益とする方法、つまり、中間配当の支出を前期繰越利益の減額として会計処理を行い、損益計算書の「未処分損益計算」の部の減少項目として表示する(二)の方法が妥当ではないかと思う。<sup>(18)</sup> かりに、前期繰越利益が中間配当とこれに伴う利益準備金として積立てるべき金額とにみたない場合には、他の任意準備金を取崩して充当すれば足り、また、この方法による期中の会計処理を行うときは、未処分利益の内訳を損益計算書上にそのまま移行することができからである。

(5) 従来の半期決算による場合には、配当可能利益があっても、種々の理由から、ある期には配当せず次期に配当することもありえたが、この場合には、利益配当が株主総会の決議によるものである以上この程度の不公平な処理はもろろん一般に許容されていた。これに対し、既述のとおり、中間配当は、いわば見込配当として取締役会の決議のみで行われ、かつ、その財源も法定されているから、定款に中間配当を行う旨の定めをおいている会社でも、たまたま収益が低下して法定の中間配当限度額以下の剰余金となり金銭の分配をなしえない状態になることがあれば、もちろん中間配当はこれを行いえなくなるが、中間配当を行いうる剰余金が存在していても、業績の悪化を見通してこれを見送る場合も考えられる。そこで商法も、取締役会が中間配当限度額の有無や期末における配当可能利益の存否の見通しを立てたうえで、中間配当の実施の有無や具体的な金銭分配額の決定につき每期判断しうる余地を残すこととしている(商二九三条ノ五第三項・四項)が、問題は、最近実業界で散見されるように、中間配当の財源などその実施の条件がすべて一応整っているのに、取締役会の判断で一般の風潮にしたがって安易にその実施を見送る場合はどうかである。一年決算会社でも中間配当が強制されているわけではなく、また、その実施の有無は取締役会の判断に委ねられている以上、法律上は、取締役会の適正な判断によるかぎり、その実施を見送ることもできるといえる。しかし、中間配当を見送った場合には、商法の解釈上前期無配となると解されているから、<sup>(19)</sup> 既述の中間配当制度の趣旨に

即してみれば、これを実施しうるにもかかわらず見送ることは、この制度の運用の当否からみて少なくとも一般論としては妥当とはいい難く、中間配当制度の運用面での検討も必要となる。この運用面での検討としては、一般に、中間配当を見送り期末配当は実施するといういわゆる「中間無配・期末有配」の好ましくない慣行をなくするため、中間配当の見送りも無配であり、期末配当の無配に準じた厳しい取扱いをすべきであることと、決算報告の場合にも証券取引所に提出する「決算短信」や「中間決算短信」に中間無配の理由を付記せしめるような厳しい措置が必要である、といわれている。<sup>26)</sup>

- (1) 通説である。反対、居林・改正商法詳解一八四頁、並木・新商法の逐条解説一六八頁。
- (2) 吉田昂Ⅱ吉田清見Ⅱ齊藤泰・会社の中間配当の実務一六頁参照。
- (3) 詳細については、吉田清見「中間配当に関する若干の問題―商法二九三条ノ五でいう「一定の日」を中心に―」商事法務八二〇号二頁以下参照。
- (4) 吉田ほか・前掲二三頁。
- (5) 浅地ほか・前掲ジュリスト五九五号一六頁、東京株懇旬報昭和五〇年一〇月五日号三頁参照。
- (6) 浅地ほか・前掲ジュリスト五九五号一六頁・一七頁（矢沢発言）参照。
- (7) 浅地ほか・前掲ジュリスト五九五号一八頁、吉田ほか・前掲一二三頁以下参照。
- (8) 浅地ほか・前掲ジュリスト五九五号一八頁（矢沢・加藤各発言）、吉田ほか・前掲書三二頁・三三頁、吉田「中間配当と利益（期末）配当」ジュリスト五九五号六九頁参照。なお、中間配当に種類株（商二二三条）を創設する場合には（商二九三条ノ五第六項）、利益配当につき優先権を有する株式は、中間配当についても同様の優先権を有するものと解すべきであろう。
- (9) 居林・前掲一九六頁、吉田・前掲ジュリスト五九五号六九頁、吉田ほか・前掲一二七頁以下など参照。
- (10) たとえば、山内・前掲産業経理三九卷一号三〇頁以下参照。
- (11) 中間営業（事業）報告書の株主宛の送付の表情とその内容については、大和証券調査部「株主総会白書」商事法務七八五

号一頁以下参照。

- (12) これを怠れば、違法な行為を見逃したことによる監査役の責任が生ずることとなるが、この点については、久保田「半期報告書と監査役の立場」産業経理三八巻二号一頁以下、浅地ほか・前掲ジュリスト五九五号二二頁（浅地・矢沢各発言）大住・前掲・産業経理三八巻七号四九頁参照。
- (13) 酒巻・前掲一七三頁参照。
- (14) 白鳥「中間配当の会計処理と表示方法」企業会計二六巻五号一三一頁以下、吉田ほか・前掲一六一頁以下参照。
- (15) 白鳥・前掲一三二頁、吉田ほか・前掲一七五頁参照。
- (16) 白鳥・前掲一三三頁、吉田ほか・前掲一七八頁参照。
- (17) 白鳥・前掲一三二頁、吉田ほか・前掲一八二頁・一八三頁参照。
- (18) 浅地「中間配当に関する会計処理と表示について」監査役六法二二五一頁以下、浅地ほか・前掲ジュリスト五九五号二六頁以下（浅地・矢沢各発言）参照。なお、白鳥・前掲一三四頁参照。
- (19) 矢沢・商事法務七〇〇号二三頁、並木・前掲一八〇頁一八二頁参照。
- (20) 細田・前掲産業経理三九巻一号二二頁参照。

## 五 中間配当と半期報告書制度

既述のように、中間配当については、その法的性質をめぐって解釈が分れるのみならず、生ずることあるべき取締役の賠償責任への危惧や中間配当と上場会社につき適用される証券取引法上の半期報告書制度・中間仮決算との間に規制上の乖離があり、これらとの関連から、中間配当を安易に見送り、いわゆる中間無配・期末有配の会社が多く、株主・投資者などからの不満や批判も少なくないといわれている。そこで、中間配当の安易な見送りを防止してその実施率を高めるためには、企業決算規制の基本法としての商法を整備して中間配当と証券取引法上の右の制度とを密

接に関連づけることが要請せられる。<sup>(2)</sup> 会社法改正審議における機関改正試案も、「中間配当の制度をどうするかは、会社の計算の問題として検討する」としており（試案第一・一b(7)）、その検討の方向としては、「試案の立場においては、現行法をそのまま維持することも可能と考えられるが、中間決算制度の導入等の関連では、その要件等について検討する必要がある」、といわれている。<sup>(3)</sup>

現在、証券取引法により、一年決算の継続開示会社は、事業年度毎に、当該事業年度開始日以後六ヶ月間の営業および経理の状況を記載した半期報告書を、当該期間経過後三ヶ月以内に大蔵大臣に提出しなければならない（証取法二四条ノ五第一項）。この半期報告書に含まれている中間財務諸表すなわち中間貸借対照表・中間損益計算書については、「中間財務諸表作成基準」（昭五二・三 企業会計審議会）および「中間財務諸表監査基準」（昭五二・三 企業会計審議会）が公表せられ、これをもとに「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（中間財務諸表規則、昭五二・八・三〇 大蔵省令三八）が制定公布せられて、中間決算とその監査ならびにその結果の開示に関する制度が整備され、これによる中間財務諸表が実務上定着している。<sup>(4)</sup> この中間財務諸表は、事業年度を構成する中間会計期間に係る「有用な会計情報」を提供するものでなければならず（中間財務諸表作成基準第一・一般原則一、中間財規三条一項）、しかも、この「有用な会計情報」とは、その中間会計期間が属する事業年度の損益ないし経営成績の予測に資するための会計情報をいい（中間財務諸表規則取扱要領八昭五二・九・六處理二二三一ノ第四）、これを投資者に提供することを目的としており、したがって、期間独立主義ないし実績伝達主義によるものではなく、年間損益予測主義によるものである。つまり、中間財務諸表は、中間決算制度という会計上の処理の制度としてではなく、企業内容の開示制度として、期中における情報伝達の性格を有し、半期で一応の経営成果を予測するものであって、公認会計士または監査法人の監査にも服する（証取法一九三条ノ二、財務諸表等の監査証明に関する省令（昭三二・三・二八 大蔵省令二二）の改正（昭

五二大藏省令五・大藏省令三九) 四条、なお、前掲中間財務諸表監査基準第二・二(1)参照)が、年間予測主義によるから、これによれば前期の残存利益の分配の性質をもつ現行の中間配当制度をそのまま維持していくことができるのみならず、中間財務諸表に基づいて中間配当を行えば取締役が商法二九三条ノ五第五項の賠償責任を免れる有力な証明方法を有することになる。<sup>(6)</sup>これに対し、かりに商法が、期間独立主義ないし実績主義に基づく中間決算制度を導入するものとすれば、中間決算により一応の利益を確定し、その中間時点において利益が配当の原資として認識され、その範囲内で行うかぎり、期末に取締役の賠償責任の追及はなくなり、中間配当の実施が容易となる点では、中間配当の安易な見送を防止するには有益なものとなるであろう。しかし、これによれば、正規の決算を行うこととなり、その確定のための手続に要する時間は大となり中間財務諸表の早期開示の立場からは不便が伴いやすい。のみならず、現行の証券取引法上の年間予測主義に立つ半期報告書制度をそのままにしておくかぎり、会社はこれと商法に基くものとの二通りの中間財務諸表ないし中間計算書類を作成する不便を伴い、また、季節的変動のある業種を営む会社において実質主義によるときは、恐らく配当の不均化を図るために決算に操作を加えるおそれも生じるであろう。さらに、基本的には、一年決算が半期決算より理論的にも合理性を有するものとして一年決算制度を採用した現行商法の趣旨や、利益処分は株主総会で行うという機関改正試案(同試案第一・一E b 参照)の基本理念とも矛盾する難点が伴わざるをえない。したがって、商法上も、半期報告書制度を導入するとすれば、現在、企業決算の実務において定着している証券取引法上のそれと同様年間予測主義によるものとするほかないであろう。

そして、このような期中における情報伝達の機能をもつにとどまる半期報告書ならば、詳細は証券取引法の規定に委ねて商法はその大要を示すにとどめることも考えられるが、証券取引法の非適用会社の存在を考慮すれば、商法上もこれを定めるための半期報告書制度についての立法技術上の工夫が必要となるであろう。<sup>(7)</sup>なお、四半期報告のため



(6) 大迫ほか・前掲商事法務八五〇号一八頁・一九頁・二九頁参照。

(7) 河本「商法計算規定改正に関する諸問題」税経通信三四巻八号一九頁、竹中「商法会計規定改正の問題点」産業経理三九巻一一号二八頁など参照。

(8) たとえば一年決算会社にあつては、代表取締役に対して営業年度の中間の日における会社の財産の概況ならびにその営業年度の初めから中間の日までの会社の損益および営業の概況を記載した半期報告書の作成を義務づけ、これにつき、取締役会の承認をえ、かつ、監査役・会計監査人の監査を受けることとし、さらに、代表取締役は、その中間の日から、たとえば、三月以内に会社の定める営業年度中の一定の日の株主に半期報告書を送付し、また、これを本店に備え置くことなどについては商法に規定すべきであろう。なお、大迫ほか・前掲商事法務八五〇号一八頁以下参照。

(9) 矢沢・前掲商事法務八二五号一七頁参照。

〔追記〕 本稿脱稿後に、会社法改正審議における「株式会社社の計算・公開に関する改正試案」(法務省民一第六二二六号、昭五四・二二・二五)が公表されたが、これによれば、半期報告制度の商法への導入が提案され(試案第三)、現行の中間配当制度は存置することとしている(試案第三・5注<sup>(2)</sup>)。